

令和７年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局企画課・穀物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		＜品目＞ 米及び米調製品 ＜制度名＞ 特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第１項及び２項、第７条の３第１項、第７条の４第１項 ○具体的な内容 「2025年（令和７年）３月３１日まで」又は「2024年度（令和６年度）まで」とされているものを１年間延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
		(別紙)								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日：2025年（令和７年）４月１日 ○適用期間：2025年（令和７年）４月１日～2026年（令和８年）３月３１日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 ウルグアイ・ラウンド農業合意（UR合意）に基づき、1995年度（平成７年度）以降コメのミニマム・アクセス数量（現在は77万玄米トン）について、無税の輸入枠を設定するとともに、ミニマム・アクセス以外の輸入には、341円/kgの国境措置を設定することとしている。 また、ミニマム・アクセス米については国産米に極力悪影響を与えないようにするため、国（農林水産省）が一元的に輸入して販売することとしている。 （ UR合意に基づく関税化は、1995年（平成７年）から2000年（平成12年）の6年間（注：コメ については、特例措置を適用したため、1999年（平成11年）からの2年間）の実施期間でその約束を実施していくこととされ、それ以後の措置については、現在行われているWTOドーハ・ラウンド交渉が終結し決定事項が施行されるまでの間、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間の最終年における措置が維持されることとなっている。） ② 問題点 関税暫定措置法による本関税率の延長が行われない場合には、国家貿易により輸入を行うものについては無税を適用する旨の暫定法上の根拠が失われることとなることから、国家貿易以外の輸入についても無税が適用されるケースが生じ、その結果として、主食用に供給されるコメの数量が増加し、国内におけるコメの需給に重大な影響を及ぼすおそれがある。								

改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の方向性 ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化以後の措置については、WTOドーハ・ラウンドが終結し決定事項が施行されるまでの間、実施期間最終年における措置が維持されることとなっている。 現在においてドーハ・ラウンドは決着を見ていないが、同ラウンドが決着するまでの間においても、主食用に供給される輸入米の数量が無秩序に増加し、国内における米の需給に重大な影響を及ぼさないようにする必要がある。このため、本関税率・制度の延長を要望する。 なお、輸入米による国産米の需給への影響を低減する他の手段として、補助金等を通じた政策を考えた場合、米の内外価格差は大きく、流通量も多いため、財政的に大きな負担となる可能性があることから、本関税率・制度の方が財政面で効率的である。 ② 改正目的達成予定時期 海外からの米等の輸入は、本関税率・制度により抑制されていることから、関税率・制度の改正（延長）が即座に目的を達成させているといえる。												
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 現行の関税率を適用している平成 12 年以降、国家貿易を通じて暫定税率無税で輸入されるもの以外の輸入が、日本全体のコメ需給（約 701 万玄米トン（2022 年度（令和 4 年度）国内消費仕向け量、粗食料ベース））に殆ど影響を与えない程度に抑えられており、本改正後も同様の効果が期待される。 【2023 年度（令和 5 年度）における運用実績】 ・ 輸入実績*：輸入数量 66.5 万実トン、輸入金額 989 億円 *無税で輸入されている米の輸入実績 出所：財務省貿易統計 ・ 国家貿易を行っている者：農林水産省 【国家貿易以外の輸入数量（米）】 単位：実トン <table><tr><td>年度</td><td>2019 年度</td><td>2020 年度</td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td></tr><tr><td>輸入数量</td><td>623</td><td>805</td><td>871</td><td>773</td><td>730</td></tr></table> 出所：財務省貿易統計 ② 改正によって生じうる影響 特になし。 ③ 改正の妥当性 現行の関税率を適用している 2000 年（平成 12 年）以降、上記①のとおり、国家貿易を通じて暫定税率無税で輸入されるもの以外の輸入が、全体の需給（約 701 万玄米トン（令和 4 年度国内消費仕向け量、粗食料ベース））に殆ど影響を与えない	年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	輸入数量	623	805	871	773	730
年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度								
輸入数量	623	805	871	773	730								

	い程度に抑えられており、今般の関税率・制度延長の要望は妥当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望と共通の目的を有する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、「様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立」（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく米の輸入は、当該政策分野の一施策）に係る政策評価において「我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けて、一定の成果があったと考えられる。」とされたところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 同政策評価を踏まえ、当省としては引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた取組を維持・促進していく必要があることから、米及び米調製品に係る特別緊急関税制度についても引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ること」を基本とされている。特に米は、食料・農業生産上で最も重要な基幹作物であることから、本要望（暫定税率の維持）により安価な輸入米に対する十分な国境措置を講ずる必要がある。 ④ 関連措置 国内の米生産対策（需要に応じた米生産、飼料用米等の需要のある作物への作付転換）を実施している。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	2000 年度（平成 12 年度）の本税率設定以降、毎年、当該措置の延長を行ってきた。
措置による効果	現行の関税率を適用している 2000 年（平成 12 年）以降、下記のとおり、国家貿易を中心として暫定税率無税で輸入されるもの以外の輸入が、全体の需給（約 701 万玄米トン（令和 4 年度国内消費仕向け量、粗食料ベース））に殆ど影響を与えない程度に抑えられている。 また、海外からの米等の輸入は、本関税率・制度により抑制されていることから、関税率・制度の改正（延長）が即座に目的を達成させているといえる。 【2023 年度（令和 5 年度）における運用実績】 ・ 輸入実績*：輸入数量 66.5 万実トン、輸入金額 989 億円 ・ * 暫定税率無税で輸入されている米の輸入実績 出所：財務省貿易統計 ・ 国家貿易を行っている者：農林水産省

	【国家貿易以外の輸入数量（米）】					単位：実トン
	年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	輸入 数量	623	805	871	773	730
出所：財務省貿易統計						

税 番	統計細分	品 名	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
1006. 10	010	【米及び米調製品】 もみ (枠内)	402 円/kg	無税					無税	
	090	もみ (枠外)	402 円/kg	49 円/kg					341 円/kg	
1006. 20	010	玄米 (枠内)	402 円/kg	無税					無税	
	090	玄米 (枠外)	402 円/kg	49 円/kg					341 円/kg	
1006. 30	010	精米 (枠内)	402 円/kg	無税					無税	
	090	精米 (枠外)	402 円/kg	49 円/kg					341 円/kg	
1006. 40	010	碎米 (枠内)	402 円/kg	無税					無税	
	090	碎米 (枠外)	402 円/kg	49 円/kg					341 円/kg	
1102. 90	310	米粉 (枠内)	442 円/kg	25%					25%	
	390	米粉 (枠外)	442 円/kg	54 円/kg					375 円/kg	
1103. 19	510	米のひき割り、ミール米 (枠内)	442 円/kg	25%					25%	
	590	米のひき割り、ミール米 (枠外)	442 円/kg	54 円/kg					375 円/kg	
1103. 20	350	米のペレット (枠内)	442 円/kg	25%					25%	
	390	米のペレット (枠外)	442 円/kg	54 円/kg					375 円/kg	
1104. 19	250	米(ロールがけ、フレーク) (枠内)	402 円/kg	25%					25%	
	290	米(ロールがけ、フレーク) (枠外)	402 円/kg	49 円/kg					341 円/kg	
1104. 29	250	米(その他の加工) (枠内)	402 円/kg	25%					25%	
	290	米(その他の加工) (枠外)	402 円/kg	49 円/kg					341 円/kg	
1901. 20	122	ベーカリー製品用(米麦等 85%超、米最大) (枠内)	442 円/kg	25%					25%	
	128	ベーカリー製品用(米麦等 85%超、米最大) (枠外)	442 円/kg	54 円/kg					375 円/kg	
	162	ベーカリー製品用(米菓生地) (枠内)	442 円/kg	25%					25%	
	168	ベーカリー製品用(米菓生地) (枠外)	442 円/kg	54 円/kg					375 円/kg	
1901. 90	142	米麦加工品(米麦等 85%超、米最大) (枠内)	442 円/kg	25%					25%	
	148	米麦加工品(米麦等 85%超、米最大) (枠外)	442 円/kg	54 円/kg					375 円/kg	
	583	もちだんご(米 30%以下、しょ糖 15%以下)	442 円/kg	24%					25%	
	585	もちだんご(米 30%以下、しょ糖 15%超)	442 円/kg	25%					25%	
	586	もちだんご(米 30%以下、無糖)	442 円/kg	16%					25%	
	587	もちだんご(米 30%超) (枠内)	442 円/kg	25%					25%	
	588	もちだんご(米 30%超) (枠外)	442 円/kg	54 円/kg					375 円/kg	
1904. 10	211	調製食料品(膨張・いったもの、米麦等 50%超、米最大) (枠内)	402 円/kg	19. 2%					19. 2%	
	212	調製食料品(膨張・いったもの、米麦等 50%超、米最大) (枠外)	402 円/kg	49 円/kg					341 円/kg	
1904. 20	211	調製食料品(いってないもの、米麦等 50%超、米最大) (枠内)	402 円/kg	19. 2%					19. 2%	
	212	調製食料品(いってないもの、米麦等 50%超、米最大) (枠外)	402 円/kg	49 円/kg					341 円/kg	
1904. 90	110	穀物調製品(その他、米 30%以下)	402 円/kg	25%	無税				25%	
	120	穀物調製品(その他、米 30%超) (枠内)	402 円/kg	25%					25%	
	130	穀物調製品(その他、米 30%超) (枠外)	402 円/kg	49 円/kg					341 円/kg	
2106. 90	517	調製食料品(米 30%超) (枠内)	402 円/kg	25%					25%	
	518	調製食料品(米 30%超) (枠外)	402 円/kg	49 円/kg					341 円/kg	

改正前税率と改正後税率は同じ数値